嘉庫　嘉悦大学学術リポジトリ　Kaetsu

University Academic Repository

環境監査についての一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2001-12-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中原, 章吉, ナカハラ, ショウキチ, Nakahara, Shokichi メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/35

環境監査についての一考察

中　原　章　吉

〈要　約〉

環境問題を処理して循環社会を構築するために、企業など個別経済体がそれにいかに貢献しているかを会計計算することを環境会計という。この環境会計を監査することを環境監査とよぶ。本稿では、わが国主要企業の実態調査によって、わが国企業の環境監査の現状を明らかにすることを目的としている。

〈キーワード〉

会計監査　財務諸表監査　社会監査　環境会計　環境監査

1　環境監査の意義

1980年代末に環境監査という概念は生れたといわれる。[1)]

アメリカ合衆国において、社会監査（social audit）が生れたのが1970年代の初めであった。社会監査を生みだした要因はいろいろな社会問題である。すなわち、それは、人々の生存をおびやかす公害問題の発生であり、女性や少数民族の雇用や昇進における不平等の問題であり、消費者による製品の安全性等をめぐる告発の問題である。これらの問題は、伝統的な会計監査に深刻な反省をもたらした。利益額は適正と証明されながら、人の命が失われてることも発生したからである。

社会監査という概念は、欧米の社会ではかなり以前から存在した。1970年代になって、それは、公害問題等のおこった地域社会、安全性の問題等のおこった消費者、平等の問題等のおこった労働者といった企業に対して利害関係をもつステイクホルダーのための監査として生れたといわれている。

社会監査は、企業内部の社会問題を管理するための内部的な実態の監査として、また、社会報告という社会的データを公開するための外部的な情報の監査として生れた。そして、そのような監査ができるようにするため、会計は社会問題の貨幣的な測定をめざした。こうして社会会計（social accounting）が生れた。貨幣額によって測定される伝統的会計を損益会計というとすれば、社会会計は、伝統的な損益会計とは異なる社会的諸問題を貨幣額によって測定しようとする会計である。

こうして、社会的諸活動をそれに費やした支出額の一覧表によって表わそうとする「社会的活動表」とか、支出額を離れて、社会的活動を擬制的に貨幣額によって測定し、たとえば男女差別を男性と女性との給与の差額によって表現するように、それらの便益とコストをフローとストックで示す「社会的損益計算書」や「社会的貸借対照表」が考案されたのである。

このように、社会会計は社会的諸問題を貨幣的に測定することを目的とした。しかし、社会問題の測定は貨幣的測定のみではない。社会的諸問題の実態を直接に測定するものが必要である。貨幣的な測定は、それと表裏の関係にある実態の物的な測定と結びつく。実態の物的測定を行なうもの

は、社会指標（social indicators）の体系である。従って、社会問題は、社会会計と社会指標による貨幣的測定と非貨幣的な物的測定との統合によって解決される。そこで、社会監査は、その対象を貨幣的測定から実態の物的測定にまで拡大することになる。2)

監査は会計の中から発生した。しかし、監査の対象は、現在、会計データのみに限定されない。政府の会計の監査は、業績監査（performance audit）であって、対象が会計データのみでないのをみればこれがわかる。社会会計は、社会指標と結びついて、企業の社会的責任をこえ、企業の福祉というような生活の全体の測定を行なう。従って、社会監査の対象は、公害の除去とか平等の機会のみならず、教育、文化、健康等の広範なものに及ぶと考えられる。

社会問題解決のための立法によって、その後、アメリカでは、環境保護庁、雇用機会平等委員会、労働安全局等により企業の報告が強制的に行なわれるようになったが、外部的な社会監査が強制されてはいない。フランスでは、それと異なり、労働者のための社会貸借対照表の作成と監査が強制されるようになった。

環境監査が生れる前から社会監査は存在した。しかしながら、社会監査は環境問題以外のあらゆる社会問題を含む広い概念であるのに対し、環境監査は、こういった社会監査の対象の一部をなす環境問題領域をその対象とする。

環境問題は、財務諸表監査としての会計監査についても存在する。その第１の例は、環境債務（environmental liability）の認識という問題である。アメリカでは、環境汚染や除去について、その発生に関与した者ばかりでなく、その土地の現在の所有者にも責任をもたせている。従って、企業が買収した土地については、その後に汚染されていることが判明すると、その除去のためのコストすなわち環境債務が発生する。その見積もりと財務諸表上への表示は、財務諸表監査の重要な問題なので、アメリカでは、土地の購入または買収の前に環境監査が実施される。

その第２の例は、違法行為（illegal acts）から発生する財務諸表の虚偽表示の問題である。財務諸表監査は、すべての法令の遵守を監査しているわけではないし、法令遵守の監査報告書を求めているわけでもない。それは財務諸表に直接で重要な影響を与えるかもしれない違法行為を発見する合理的な保証を求めているだけである。従って、違法行為によって、財務諸表がゆがめられる恐れがあるときには、財務諸表監査はそれに重大な関連をもつ。各種の環境法を守らないという違法行為があって、それが財務諸表に与える影響が重大であると、財務諸表監査に大きな関連があると考えられるのである。3)

2　環境監査の側面

環境監査は、社会監査のうち、地域社会に対する公害防止の領域が、地球環境保全にまで深化し拡大したものである。その対象は、公害のような、地域住民の健康と安全の問題から地球環境や人間と動植物を含む地球生態系の維持の問題へと拡大した。1980年代になり、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の維持などのいろいろな問題を地球規模で解決するために、環境管理の問題がとりあげられるようになった。環境監査は、環境保全のための環境管理の一環として、環境計画とともに生れたのである。

環境監査の実例の一つとして、EUのエコ監査（Eco-audit）の構造をみてみることにする。企業は、まず内部のスタッフあるいは外部の専門家によって、生産設備のある用地についての環境に関する

検討を行なう。それによって、全体の方針、環境プログラム、管理システム等々の環境保全システムを確立する。その後、会社は正規の環境監査（environmental audit）を行ない、その結果にもとづいて環境報告書（environmental statement）を作成する。その環境報告書は外部の公認監査人（accredited auditor）によってその真実性が実証される。こうして、その環境報告書は監査機関（competent authorities）に提出され、ステイクホルダーがそれを利用できるようにする。EUではこの構造全体をエコ監査とよんでいる。

エコ監査には、情報監査と実態監査という特徴をもつ監査がある。EUのエコ監査における企業の内部監査としての環境監査は、企業の環境保全システムの一環としての内部監査である。従って環境保全システムを目標とする環境基準の達成度（performance）と保全システムの有効性の評価をその目的とする。環境基準の達成度の評価は、環境方針が正しく実施されたかどうかを明らかにする実態の監査をめざす。そして保全システムの有効性の評価は、システムそのものの良否を明らかにするシステムの監査をめざす。従って、内部監査としての環境監査は、情報が真実であるか否かを検証する情報の監査ではなく、いかにして環境保全システムを実効あるものにするかを企業の全体的観点から明らかにしようとする監査なのである。

こういった場合、いろいろな環境基準の達成度の測定は、環境を専門とする技術者である監査人によって行なわれると考えられる。

企業の内部監査としての環境監査に関しては、国際商業会議所（International Chamber of Commerce,ICC）の環境監査に関する文献[4]が明らかにしている。

ICCは、環境監査が、いかに法の遵守を含む会社の環境方針に準処しているか、環境のコントロールを促進するために、いかに企業の環境の組織、管理、施設が環境保全のために運営されているか、それを証拠によって証明し、それを定期的に、客観的に評価するための経営管理の用具である、としている。こういう監査の特徴は、実態監査として環境監査をみているということである。

EUのエコ監査は、実態監査である環境内部監査にもとづいて作られた環境報告書を、さらに公認の外部監査人が監査するという構造をもっている。すなわち、エコ監査は外部監査としての環境監査である。エコ監査は業務という実態の監査であるというより、報告書という情報の監査なのである。

EUの環境監査は、このように、内部監査としての環境監査と外部監査を統合し、そのうえ実態監査と情報監査を組み合わせたものである。

遵守性監査すなわち監査のルールを守るという意味で、環境監査の問題をみると、企業の財務諸表監査については、こういった全面的な遵守性監査は求められていない。しかし、企業内部では、環境法や環境基準を遵守しているかどうかを検査するために、環境監査はすでに実施されている。

1980年代末に、環境監査は企業でとりあげられるようになってきた。環境監査は、環境法令を守っているか否かを検査するという考え方から、環境保全をより積極的に行なうという考えをとるようになった。法令に違反して処罰や訴訟をされることからのがれるという目的ではなく、環境監査は、自ら厳しい自主基準を設けて地球環境の保全にあたるという思考へと転換したと考えられるのである。環境監査は法令違反のリスクを避けるという考え方から「生態的な視点から企業活動を体系的に吟味・検討する」という経営者の経営哲学の転換の方向にそって進展したといえるのである。[5]

環境監査は、生産工程で多く実施される。しかし、それは製造業に限定されず、サービス業や農

業、その他の企業で実施されている。企業規模にも関係なく環境監査は中央・地方政府などの公的セクターでも行なわれている。

1950年代、環境は地域社会といわれる狭い領域の中で公害排出企業の生産活動に限定されていたが、現在では、環境監査はすべての企業に等しく要請されるようになっている。

企業の環境監査は、従って、すべての企業の購入、生産、販売、回収、廃棄段階での環境問題の有無、生産場所の選定、技術開発が環境に与える影響などを管理し、統制するものである。

環境監査は、地球規模の環境問題を解決する役割をもつものなので、企業だけの問題でなく、個人、企業、政府などのあらゆるレベルで必要とされる。それは、すべてのこれらの単位が環境保全に参加しないと、全体的な環境管理はできないからである。

国の内部のミクロのレベルの環境管理だけでなく、地球規模のグローバルな環境保全を行なうには、国単位ばかりでなく各国による国際的レベルでの環境保全のシステムの構築を必要とする。グローバルな環境保全のコストは、結局、国際機関で計算されると考えられる。また、地球全体のコストを、各国が、さらにはどのように分担するかを考えると、その国際的なシステムが必要とされることがわかる。

こういったコストの負担は、環境税あるいは国際環境協力基金などで行なわれると考えられるが、企業も自社の環境保全コストと共にこういったマクロのコストも負担する必要がでてくる。環境保全は、国レベルの環境管理ばかりでなく、グローバルな管理も求められると考えられる。こういった広がりをもつ環境監査も原理的には考えられるといわれる。

3　環境保全と環境監査

環境保全の業務という実態の測定は、環境保全のコストの測定と密接で不可分な関係にあるといわれる。監査は業務と会計を対象とするから、環境監査もまた環境保全業務と環境会計の二つを対象とする業務と会計の二つの監査から構成されると考えられる。環境監査はこのように、二つの監査の統合である。

業務の測定は、環境測定の技術の専門家を必要とするし、コストの測定は、会計の専門家を必要とする。

管理は計画と統制からなると考えられると、管理には計画の設定が必要である。統制は計画の実施にあたって、計画や基準からのズレを調べてそれを元に戻す。統制はまた、計画と実績の評価を伴うので、それの検討結果によっては、計画そのものにもフィードバックされる。管理の機能は、計画と統制が対になっている。従って環境監査が実施されるためには、環境計画がその前提となるわけである。

1945年、第2次世界大戦後、マクロ・レベルでは、市場経済における経済計画の要請が高まった。1960年に、社会計画が必要とされはじめたといわれる。[6)]

社会監査は社会計画と対になっている。環境監査を考えるときには環境計画と対になった環境保全のための統制、コントロールを考える必要がある。環境監査は、環境計画からのズレを統制・コントロールし、全体的な観点から計画と実績の評価を行ない、計画の再検討も行なう。

環境コスト、資産、資本の測定と分類やその開示のためのミクロとマクロ・レベルの環境会計の開発に、会計専門家は貢献する必要がある。また環境監査についても環境測定の技術者と会計専門

家は共同して監査を行なう必要があるといわれている。

政府会計について、このような事例は多く、遵守性監査（合規性監査）とともに業績監査が行なわれている。イギリスではこのような業績監査を会計専門家（その団体がcifa）が担当し、わが国では技術専門家が参加している。

環境監査は確立した体系をまだ持っていないが、会計は、貨幣的測定によるフローとストックを統合する体系をもち、監査の機能を育成してきた。この機能を、環境監査のために拡大して適用することが要請されている。

4　環境管理と環境監査

第1図　環境監査の位置

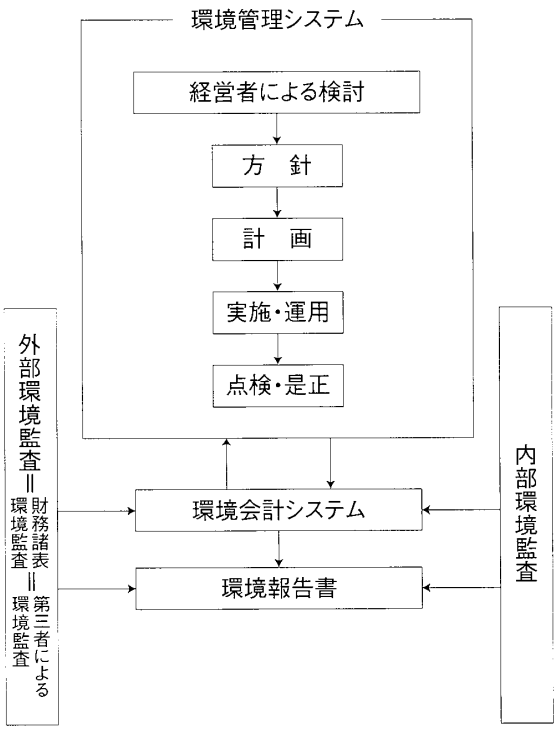

すでに述べたように、アメリカやイギリスなど欧米諸国では、企業提携や不動産買収にあたって、買い手が対象施設の土壌や排出物などの環境面を調査するのは一般的なことである。売買価格や交渉条件の設定に大きな役割を果たしているのである。企業会計を監査してもらうのと同じように、環境対策や情報開示の方法を第三者に点検してもらう環境監査を欠くことができない。

1999年12月に日産とダイムラークライスラーの提携交渉が報じられると、ダイムラーを顧客に抱える世界第2位の会計事務所であるKPMGグループのセンチュリー監査法人は、環境監査の依頼に備えて、態勢作りに取り掛かろうとしたほどである。

対象施設は工場だけではない。アメリカ金融大手のGEキャピタルは日本企業との提携や買収を決断する際に、対象企業が関係するすべての土地の土壌汚染から、事務所の壁のアスベストの含有量まで調査しているといわれている。GEキャピタルは否定も肯定もしていないといわれるが、専門家はもGEほどの企業なら環境監査をやっていない方が不自然だと言っているという。

欧米の企業が環境調査にこだわるのは、将来の環境リスクから身を守るためであるといわれる。

アメリカでは、1980年代に成立したスーパーファンド法で、土壌や地下水汚染が発覚すると、土地を所有する企業だけでなく、契約先の保険会社や買収資金を融資した銀行なども、汚染浄化や修復費用を支払う義務がある。買収のときの環境調査が不十分なために企業が甚大な損害を被る例は後を絶たないという。

疲弊した日本企業の再生に欧米企業の役割が重みを増している。日産のように欧米企業と提携すれば、環境という新しい評価軸をクリアしなければならない。そこまでいかなくとも資金調達などにあたって欧米では環境対策による企業の選別が始まっているから、影響が出る可能性がある。

アメリカの調査機関 Council on economic priorities（New York）は環境や人種・女性差別などの

観点から、アメリカ企業320社を5段階で評価したランキングをインターネットで公表しているという。ヨーロッパでも環境格付けを試みる会社がいくつかある。

環境格付けの結果を実際に反映しているのがエコファンドである。環境対策の進んだ企業を銘柄選別の基準とする投資信託で、スイスの大手銀行、UBSの「エコパフォーマンス・ポートフォリオ」などがある。エコファンドに組みこまれることは環境対策への高い評価を意味し、優良企業として投資家から注目され、資金調達が有利になる、といわれる。UBSのエコファンドには、日本からもソニーやキヤノン、イトーヨーカ堂などが組み込まれている。

以上述べてきたことから、環境監査の位置関係を図示してみると図1のようになると考えられる。

4　わが国の環境監査

(1) 武田薬品工業の環境監査

武田薬品工業は2000年4月から国内外の工場に対する環境監査を強化した。国内では年に1度、技術スタッフ数人を工場に2、3カ月間派遣して、製造方法が規定通りかどうかなどをきめ細かくチェックする。環境監査が手薄だった海外工場についても3年1度、同じ様な方式で調査する。これまでも年1回国内工場への環境監査を実施してきたが、排出する化学物質の量などを作業記録などから事後に確認するなどにとどまっていた。

新しい制度では、製造工程や環境関連の各分野の技術に詳しいスタッフを工場に直接派遣する。

①実際の作業や化学物質の取り扱いが安全基準や環境基準に則した形で進んでいるか否か。

②稼働中の化学物質の排出状況。――などを監査できるようにする。作業記録のデータでは把握できない情報を直接調べるのが狙いである。

海外では、関連会社を含めて9カ所の工場が対象である。監査内容を国内に準じたものに高めることで、武田薬品は環境に配慮した工場にする考えであるという。

(2) 環境コスト抑制――ゼロミッション

ゼロミッションは、製造業大手がリサイクルによって工場からの廃棄物の排出をなくす「ごみゼロ」にする運動である。企業の工場などから排出される廃棄物について、埋め立て処分量をゼロにすることである。単に1企業の「ごみゼロ」活動にとどまらず、ある産業の廃棄物を別の産業の原材料やエネルギーに活用し、再資源化などの新産業を育成して産業全体での廃棄物の極小化を企業は目指しているのである。

わが国の産業界では、キリンビールとアサヒビールが1998年に全工場でゼロミッションを達成している。最近では、情報機器メーカー、建設業界などにも取り組みが広がっている。廃棄物の発生自体を抑制するため、製品の設計・開発段階からの省資源化の取り組みも進んでいるという。

環境監査については、ゼロミッションは、業務監査の対象になると考えられている。

これからは環境コスト管理の巧拙が企業競争力を左右するので、ゼロミッションは環境監査の業務監査の対象と考えられるのである。

ゼロミッションの対象となるのは工場から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物処理業者に委託して最終的に埋め立て処分されるものである。産業界では廃棄物の種類が比較的少ないビール業界がごみゼロ化で先行し、2001年に入り業種が急拡大しているという。

ゼロミッションを巡る主要企業

トヨタ自動車	2003年度末までに国内全工場
本田技研工業	国内全5生産事務所で近く達成
富士重工業	2001年メドに国内主要3工場
コマツ	2010年までに国内全15事業所
キヤノン	2003年メド国内全43事業所
コニカ	2003年メド国内全15工場
富士通	2003年度末までに国内全13工場
シャープ	2002年度中に国内全9工場
ブリヂストン	2005年までに国内全15事業所
積水化学工業	2002年までに国内全30事業所
大日本印刷	2001年度までに国内10工場
神戸製鋼所	2001年春に加古川製鉄所
TOTO	2005年度までに国内全9工場

(3) わが国上場企業の環境監査の現状の仮説

わが国の上場企業の環境監査の現状がどうなっているか。仮説をたて、それを検証するという形でそれを明らかにしていきたい。検証方法としてはアンケートによる実態調査の方法をとる。

わが国上場企業の環境監査の現状について仮説を立てる。

①わが国の上場企業の環境監査が実施されていることないし実施される必要性のあること。

環境監査の必要性は、製造業であるか販売業であるか、サービス業であるかを問わず、経済活動をつづけようとするあらゆる企業に認められる。

②わが国上場企業の環境監査は、会計監査と業務監査の二面をもっている、ないしもつようになると考えられること。

環境監査は、財務諸表監査と従来いわれてきた会計監査とともに、金銭評価の対象とはならない業務監査の性格をもたざるを得ないと考えられる。

③わが国上場企業の環境監査は、内部環境監査といわれるものと第3者による環境監査から構成されること。

環境監査は、環境管理システムの点検・是正にむかう内部環境監査と、環境報告書などの第3者（主として会計専門家）による環境監査の二つから構成される。

④③の必要性から、環境報告書を作成していること。

環境監査は、その環境管理システムも含めて開示する環境報告書を必要とする。

⑤わが国上場企業の環境監査は、監査基準として、ないし監査マニュアルとして、次のものを必要とする。

1) アメリカのスーパーファンド法の環境監査モデル

2) 国際商業会議所ICCの環境監査モデル

3) アメリカのエルムウッド研究所の環境監査モデル

4) EU提案（1990年）の環境監査モデル

5）アメリカ環境保護庁の環境監査モデル
6）わが国環境庁の2000年環境ガイドラインのモデル
7）トヨタ自動車「企業活動全体に対する環境監査のあり方」など企業の環境監査モデル
8）当該企業独自の環境監査モデル

(4) わが国上場の環境監査の実態調査

A. わが国上場企業のうち、日経300社（日経株価指数300採用銘柄、2000年6月1日現在）について、環境監査の実態調査を行なう。

日経300社を業種別にみると、水産2、鉱業3、建設29、食品19、繊維6、パルプ・紙3、化学24、医薬品10、石油4、ゴム3、窯業7、鉄鋼6、非鉄金属製品14、機械25、電気機器21、造船2、自動車4、輸送用機器5、精密機器6、その他製造8、商社16、小売業11、銀行12、証券3、保険5、その他金融6、不動産4、鉄道・バス8、陸運4、海運2、空運1、倉庫4、通信3、電力5、ガス2、サービス13、の300社である。

ただし、金融保険については、上記日経300社（銀行12、証券3、保険5、その他金融6）以外の上場全社について、実態調査を行なう。

実態調査の資料発送は、2000年8月7日、
回答の回収は、2000年9月7日までとする。

回収は、9月6日現在184社（61%）、うち環境監査を実施する会社150社（81.5%）、実施してない会社18社（9.8%）、必要と考えるがまだ実施してない会社16社（8.7%）であった。

第1表　環境監査の実施

実施している（78.6%）															実施せず	必要だがまだ未実施
不明	'72	'75	'83	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00		
251	3	2	1	2	3	4	12	12	19	13	16	19	13	6	18（9.8%）	16（8.7%）

※アメリカでは1985年からはじめたとする企業1社あり。

環境監査は1972年ごろから実施されはじめ、1993年ごろから急速に採用会社数が増加している。環境問題に関する企業への要請が顕著になったということとの関連性がここにみられる。

第2表　環境監査の内容

会計監査＋業務監査	会計監査のみ	業務監査のみ
15（10%）	—	135（90%）

環境監査は、第2表をみれば、圧倒的に業務監査として実施されていることがわかる。

第3表　環境監査の構成

内部監査＋外部監査	内部監査のみ	外部監査のみ
111（68.2%）	38（24.8%）	1（7%）

環境監査の構成として、内部監査と第三者による外部監査という組合わせが圧倒的になっている。

第4表　環境報告書の作成

作成している	作成していない	作成を企画中
119（64.5%）	51（27.9%）	14（7.6%）

環境監査の対象となる環境報告書については、8割に近い会社が作成するか、作成を企画している。

第5表　監査の基準

企業独自モデル	ISO14000	1900EC 提案モデル	環境庁モデル
129（86%）	15（10%）	3（2%）	3（2%）

監査の基準については、それぞれの企業が独自のモデルを使っているものが圧倒的に多い。

B.　次に、わが国上場企業のうち、金融機関・証券・損保・生保の全社239社について、（2000年6月1日現在）実態調査を行なう。

この実態調査の資料発送は、2000年8月20日、

回答の回収は、2000年9月4日とする。

回収は、9月4日現在94社（39.3%）、うち環境監査を実施する会社7社（7%）、実施していない会社87社（93%）、必要と考えるがまだ実施していない会社0社（0%）であった。

第6表　金融機関等の環境監査

実施している7社（7%）		実施せず
1999年	2000年	
3	2	88（93%）

金融機関等の環境監査は、実施しているところはわずか7%であり、低率であって、最近になって各社は実施にふみきっている。

第7表　金融機関等の環境報告書

作成している	作成していない
3（5%）	92（95%）

金融機関等は、環境報告書もわずかにその5%しか作成していない。

第8表　エコファンドの発売

発売している…17（17%）	発売していない…79（83%）
環境への取組みが進んでいる企業の成長を見込む… 21（95%）	そうした企業を投資を通じて支援しようとするか… 1（5%）

エコファンドは、15%の金融機関等が発売しており、投資家は、環境への取組みが進んでいる企業の成長を見込んでこれを買っていると考えられている。

第9表　判断基準の策定

判断基準策定を考える	判断基準を策定	考えていない
9（8.8%）	5（5.2%）	82（86%）

取引先企業の環境リスク判断基準の策定を考えている金融機関等は、1割余りにすぎず、大部分は考えていない。

第10表　UNEP金融業界環境声明

署名している（3%）		署名を予定	署名を予定せず
1996年	1999年	1（1%）	92（96%）
1	2		

UNEP（国連環境計画）金融業界環境声明に署名しているのは、わずか4%にすぎない。

第11表　環境に関するその他の施策

ある	ない
38(39%)	58(61%)

4割弱の金融機関等が、環境に関するその他の施策があるといっている。

5　むすびとして

本稿では、環境監査について、わが国の上場企業を中心にとりあげて検討した。ここでわが国の環境監査の現況を概観した実態調査の状況に言及して結びとしたい。

私はこれまで研究のメインテーマとして付加価値会計をとりあげ、企業の実態調査を長期間にわたって行なってきた。環境会計にメインテーマを移して行なった今回2000年の調査は、その回収率が6割をこえた。

この問題について各企業がいかに積極的であるかが感じられて心強かった。

しかも環境監査を実施しているとする上場企業が8割に近いということは、いかにこの問題が企業にとって重視されているかをうかがわせた。

しかし、金融機関のこの問題への関心の低さは噂以上で、4割の回収率はあたりまえの数字であるが、環境監査の実施金融機関が1割にも満たなかった現実にはおどろかされた。

[注]

1）環境監査研究会編『環境監査入門』　日本経済新聞社、1992年、24ページ
2）合崎監二責任編集『社会会計』　中央経済社、1980年、7ページ
3）環境監査研究会編『前掲書』　30ページ
4）International Chamber of Commerce,ICC Guide to Effactive Environmental Auditing,ICC Publishing,1991,p.5
5）Capra,et al,The Gloval File Report No.5;The Elmwood Guide to Eco-Auditing,The Elmwood Institute,1990,p.86　詳細は環境監査研究会編『前掲書』31ページ
6）この点については、吉田寛、原田富士雄編『公会計の基本問題』　森山書店、1989年に詳述されている。

[参考文献]

(1) 環境監査研究会編『環境監査入門』　日本経済新聞社、1992年
(2) 宮崎修行訳『エコノミーとエコロジー』　創成社、1995年
(3) 山上達人・菊谷正人編著『環境会計の現状と課題』　同文舘、1995年
(4) 宮崎修行訳『企業のエコバランス―環境会計の理論と実践』　白桃書房、1996年
(5) 山上達人著『環境会計の構築』　白桃書房、1996年
(6) 飯田修三・山上達人編著『現代会計とグリーン・アカウンタビリティ』　森山書店、1998年
(7) 國部克彦著『環境会計』　新世社、1998年
(8) 河野正男著『生態会計論』　森山書店、1998年
(9) 山上達人著『環境会計入門』　白桃書房、1999年
(10) 松尾聿正『環境情報開示論』　白桃書房、1999年
(11) 宮崎修行監訳『環境原価計算論』　JMAM、1999年

(12) 國部克彦著『社会と環境の会計学』　中央経済社、1999年
(13) 湯田雅夫著『ドイツ環境会計論』　中央経済社、1999年
(14) 湯田雅夫著『ドイツ環境会計』　中央経済社、2001年
(15) 阪智香著『環境会計論』　東京経済情報出版、2001年

[付記]
本稿の執筆に対して、平成12年度駒沢大学特別研究助成金（阿部一人教授との共同研究）をうけた。本稿はその研究について中原が担当した部分に対するものである。

（平成13年11月1日受理）